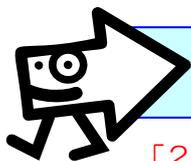


今月は「社会保険料節減方法！」その⑥

communis 通信

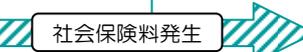
発行:コムニスサポート有限会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



社会保険料を節減するワザ その⑥「繁忙期は臨時労働者で乗り切る」

「2ヶ月以内の期間を定めて使用される者」は法律上健康保険・厚生年金保険の適用除外者とされています。つまり、2ヶ月以内の期間限定であれば、正社員と同じ時間働いても、社会保険料はかからないのです。

忙しい時のみ人手が欲しいという業種では、必要なときに必要なだけ労働力を確保することができます。季節や時間帯によって繁閑の差がある仕事や熟練の技術を要しない単純作業に向いています。2ヶ月間の勤務態度・意欲等を見て、引き続き働いて欲しいと判断した場合には、「期間の定めのない雇用契約」を結び、会社の戦力になってもらいましょう。

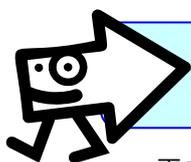
	11月	12月	1月	2月	社会保険は？
					1ヶ月で契約満了の場合 社会保険料 0円
					2ヶ月で契約満了の場合 社会保険料 0円
					契約期間満了後、再契約した場合 再契約時から保険料発生
					期間の定めがない場合 始めから保険料発生



ここがポイント！

2ヶ月以内の期間を定めて雇われる労働者は、所定の期間を超え引き続き雇われる時から社会保険に加入します。

※ 平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました。31日以上の雇用見込みがあり、1週間の所定労働時間数が20時間以上の労働者については雇用保険の加入手続きが必要です。



労働保険ミニガイド

労働保険年度更新 間違えやすいポイントはココ！

平成21年4月分～平成22年3月分までの賃金を集計する前に、下記事項を確認しましょう！

- 代表者や、労働保険（労災・雇用保険）の対象とならない役員の賃金を含めていないか？
- 賞与や交通費（非課税分、現物支給の通勤定期券代等を含む）がもれていないか？
- アルバイトやパートタイマー等臨時労働者の賃金がもれていないか？
- 年度途中で退職した従業員の賃金がもれていないか？
- 雇用保険の高年齢者の免除年齢に誤りはないか？

※ 間違えやすいポイントとその対処法については、<http://www.cmns.jp/shaho/>をご覧ください。

平成22年度の労働保険年度更新（申告・納付）は6月1日（火）～7月12日（月）に済ませましょう